

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	御嵩町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.mitake.gifu.jp/contents/contents.cfm?id=3980&g1id=21

執行機関名 御嵩町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	御嵩町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年条例第32号)による母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第3の項 御嵩町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年条例第32号)による母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法 第1条	御嵩町福祉医療費助成に関する条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて <u>児童の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、乳幼児、義務教育就学児、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成(以下「福祉医療費助成」という。)することにより、 <u>これらの者の保健の向上</u> に寄与し、もつて <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		御嵩町福祉医療費助成に関する条例